

白鷹町蚕桑紬パーク屋内運動場施設使用細則

白鷹町教育委員会

白鷹町蚕桑紬パーク屋内運動場の利用にあたっては、「白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例」（平成6年3月25日条例第5号）」及び「白鷹町蚕桑紬パーク屋内運動場の管理及び使用に関する規則」（平成6年7月25日教委規則第8条）に定めるもののほか、次の事項を遵守すること。

1. 利用にあたっては、教育委員会に5名以上の団体登録を行い使用すること。尚、町内団体とは白鷹町に在住する者または勤務する者5名以上が登録する団体とする。

2. 使用については無断使用を禁ずる。事前に白鷹町教育委員会生涯スポーツ係まで申込みこと。使用申込み受付は原則として先着順とし、町内団体は使用する月の前々月1日から、町外団体は使用前月1日から受付けるものとする。雨天時の利用については、町内団体、町外団体とも使用日の6日前から受付ける（学校行事等で早めに仮押えする必要のある場合は、白鷹町教育委員会にご相談ください）。

なお、土・日曜日、祝日及び年末年始閉庁期間内は受けしない。（冬期間においては利用調整を行う。）

3. 使用申込み後の申込み取り消しは、原則として使用日1週間前午後5時15分までに白鷹町教育委員会生涯スポーツ係あて行うこと。（雨天時利用申込み及び使用日6日前から使用日当日の使用申込みについては、使用日当日の使用開始時間前までに行うこと。冬期間については原則として申込み取り消しは認めない。）

なお、事前に白鷹町教育委員会生涯スポーツ係あて使用申込みの取り消し連絡がない場合は使用料を徴収する。

4. 使用競技はゲートボール、サッカー、テニス、野球、ソフトボール等とする。

5. 使用時間は午前8時30分から午後10時まで。

4月～11月 (夏期)	利用区分1 (8:30～12:00) 利用区分3 (16:00～19:00)	利用区分2 (13:00～16:00) 利用区分4 (19:00～22:00)
12月～3月 (冬期)	利用区分1 (8:30～10:00) 利用区分3 (12:00～14:00) 利用区分5 (16:00～18:00) 利用区分7 (20:00～22:00)	利用区分2 (10:00～12:00) 利用区分4 (14:00～16:00) 利用区分6 (18:00～20:00)

※利用時間内に準備から片付け、清掃まで完了すること。

※利用時間になる前には、コート内、倉庫に入らないこと。

6. 使用料については、1利用区分につき1,100円とする。

7. 白鷹町蚕桑紬パーク施設内では火気の使用、飲食、及び喫煙はしないこと。
8. 施設の付属設備・備品等の取扱に注意し、施設設備、機器等の異常、汚染及び事故発生の場合は速やかに白鷹町教育委員会に連絡し適切な処置をとらなければならない。万が一破損・紛失した場合は直ちに白鷹町教育委員会に届け出ること。なお、修理にかかる費用は破損・紛失した使用者が負担しなければならない。
9. 施設の使用にあたっては常に清潔と機能の保持に心がけ、ゴミ・空き缶・廃棄物等は使用者が各自持ち帰ること。
10. 使用後はコート面を良く点検し、清掃後、コート面の整備を専用ブラシで行う。器具・設備の点検、窓（換気窓等）閉めと電気類のスイッチ（消灯）を確認し、入口のドア等の施錠を完全に行う。又、利用日誌の記載を忘れずに行うこと。
11. 施設内に外部の機器類を搬入設置し使用する場合は、予め白鷹町教育委員会に届け出て許可を受けること。
 なお、危険を伴う場合、公益を害する恐れのある場合、又管理上支障のある場合は、搬入設置を許可しない。
12. 施設の使用状況については、白鷹町教育委員会が必要に応じて点検を行い、改善を促すことがある。
13. 使用者は「白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例」及び「白鷹町蚕桑紬パーク屋内運動場の管理及び使用に関する規則」及び本使用心得を遵守し、白鷹町教育委員会及び管理人の指示に従わなければならない。
14. 使用者が「白鷹町蚕桑紬パーク設置及び管理に関する条例」及び「白鷹町蚕桑紬パーク屋内運動場の管理及び使用に関する規則」及び本使用心得に違反し、施設の管理、運営に支障をきたした場合は、又は緊急やむを得ざる必要が生じた場合は、使用を禁止する場合がある。
15. 本細則については必要に応じて改正を行う。

鍵管理人	白鷹町大字高玉1776-1 布施 与助 TEL0238(85)2596
申込み・ 問合せ先	白鷹町武道館内 白鷹町大字荒砥乙1170-1 白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係 TEL 0238(88)7175 (午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝日除く)